

所有農地の適正管理について

「お住まいが遠方である。」「会社務めで農業ができない。」「**相続したか農業をやったことがない。**」など、ご事情により、**所有されている田んぼや畑を耕作することができず、何年も荒れ果てた状態で放置されていませんか。**

また、「荒れ果てていることを知らなかった。」という方もお見えではないでしょうか。

田んぼや畑は、所有者であるあなた様に管理する責任があります。

ご事情で耕作できない場合、草刈りや防草シートによる管理を行い、草が繁茂しないような対策をお願いします。

※ 草刈りは、年3回（春・夏・秋）行うようにしてください。

※ 防草シートは、雨風の影響で老朽化が進みます。適宜張替えや修復するようにしてください。

**ご自分で作業できない場合は、一日も早く業者の方などに作業をお願いしてください。
面積や状態により、作業費が高額になる場合があります。**



**田んぼや畑は、場所や状態により
「耕作を引き受けてもらえない。」
「農地を借りてもらえない。買ってもらえない。」
ことがほとんどです！！**

こんな状態が続いていると …

道路へのはみ出し

- ・ 通行の妨げになる
- ・ 交通事故が発生する
- ・ 車両にキズがつく



雑草が生い茂っている

- ・ ごみの不法投棄が増える
- ・ 犯罪の温床になる
- ・ 枯草火災が発生する
- ・ 病害虫や害獣が繁殖する



農地のすぐ隣が住宅の場合、不快害虫（ムカデ、ヤスデ等）の発生により近隣住民から苦情が多数寄せられています！！

常に適正管理をされていないと、

「被害者」から「あなた様」に

損害賠償などの請求をされる可能性が！



愛知県丹羽郡大口町農業委員会
愛知県丹羽郡大口町

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

TEL 0587-95-1614

大口町農業委員会事務局

まちづくり部まちづくり推進課（農業委員会・農業振興グループ）